

社内で活用できる！年金やライフプランの知識を解説

年金・ライフプランレポート

【年金制度改正法のポイント解説 ①公的年金編】

2020年5月29日に国会で成立し、6月5日に交付された年金制度改正法「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」には、公的年金と私的年金の改正事項が盛り込まれています。働き方の多様化と長期化する高齢期という今後の社会経済の変化に対応したものが多く含まれ、個人の働き方や老後の生活設計とともに事業主にとっても重要な項目が盛り込まれています。今回は、公的年金の改正のポイントを解説します。

1 被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用拡大

現在、週20時間以上30時間未満で働く短時間労働者が、一定要件のもと厚生年金に加入するのは、従業員501人以上の企業となっています。なお、500人以下の企業も労使合意に基づいて任意で適用拡大することは可能となっています。改正法では、企業規模要件について、2022年10月に100人超の企業、2024年10月には50人超の企業まで段階的に引き下げられます。これに対しては、対象となる中小企業の事業主や従業員に対する丁寧な説明や事業主負担に対する支援なども必要になるでしょう。

さらに、個人事業所の厚生年金の適用についても一部見直されました。改正法では、これまで非適用業種であった弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業について、個人事業所でも常時5人以上の従業員を使用していれば、強制的に適用事業所とされます。

2 在職老齢年金の見直しと在職定時改定の導入

在職中の年金支給停止の仕組みである在職老齢年金については、今後、より長く働く時代を想定して、今から制度の見直しを図ることは将来の変化を展望し、制度的な対応として意義を持つものであるという指摘と、一方で、65歳以上については、現在の基準額の対象者が、高所得の高齢者に限られるということもあり議論が分かれた項目でした。

結果として、65歳以降の在職老齢年金（高在老）の見直しは見送られ、改正法では、60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金（低在老）について、2022年4月から、基準額を現行の28万円から高在老と同じ47万円（2020年度額）の基準に緩和されることとされています。ただし、特別支給の老齢厚生年金が支給されるのは、1961年4月1日以前生まれ（女性は1966年4月1日以前生まれ）の人に限定されています。したがって、この改正の対象者も男性は2025年、女性は2030年以降でいなくなります。

65歳以降の高在老の見直しについては見送られましたが、改正法には「在職定時改定」という仕組み

の導入が盛り込まれました。現行の制度では、65歳からの老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、退職時か70歳到達時に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定しています。つまり、65歳から70歳まで5年間継続して就労した場合でも、支給される年金額は65歳時点のままであり、70歳になるか、途中で退職した時に、被保険者期間の延長分が年金額に反映される仕組みとなっています。

今回の改正法では、65歳以上の在職者については、在職中であっても、毎年1回年金額の改定を行い10月分から反映させる在職定時改定が2022年4月から導入されます。これは65歳以降も働く人にとっては、就労期間が延びたことによる年金額の増加を年単位で実感しやすくなり、特に年金額が低い人にとっては就労による賃金と合わせて生計を立てる際の改善に繋がるということが考えられます。

3 受給開始時期の選択肢の拡大

公的年金の受給開始は原則65歳です。しかし、年金の繰上げ制度や繰下げ制度を活用すれば、個人ごとに60歳から70歳までの間で受給開始時期を選択することができます。改正法では、2022年4月から、年金の受給開始時期に関して、現行の60歳～70歳から60歳～75歳へと選択肢の幅が拡大されます。つまり、就労状況等に合わせて個人が年金の受給開始時期をより幅広く選択できるよう、年金の繰下げ受給の上限年齢を「70歳」から「75歳」へ拡大されることとなります。なお、1月当たりの繰下げ増額率は0.7%と現行と同じです。一方、繰上げ減額率は0.4%（現行0.5%）に変更されます。

公的年金は、他の社会保険（健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険）と同様、リスクに備える保険制度です。障害年金や遺族年金もありますが、特に老齢年金は終身年金であり、長生きリスクに備える保険といえます。平均寿命が延びる中、健康に気を配りながら、可能であれば、少しでも長い期間働き、公的年金は繰下げを活用して給付に厚みを持たせるなどの方法も考えられるでしょう。ただし、繰下げについての留意点は、事前にしっかりと把握する必要があります。

年金制度改正法の主な施行時期（公的年金編）	
2022年4月	繰下げ受給の上限を70歳から75歳に延長、増額率は1カ月ごとに0.7%と変わらず。繰上げ受給は60歳から変わらず、減額率を1カ月ごとに0.5%から0.4%へ変更
	65歳未満の在職老齢年金の減額の基準額を28万円から47万円に緩和
	65歳以降も厚生年金に加入する場合、在職中であっても毎年1回年金額の改定を行う在職定時改定を導入
2022年10月	101人以上の企業で週20時間以上30時間未満の短時間労働者も厚生年金の加入対象に
2024年10月	51人以上の企業で週20時間以上30時間未満の短時間労働者も厚生年金の加入対象に